

総社市告示第25号

総社市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する要綱（令和2年総社市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p>(証明書等の請求及び交付)</p> <p>第5条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、端末による証明書等の交付を受けようとするものは、自己の有効な利用者証明用電子証明書を使用して、端末に自ら暗証番号等必要な事項を入力することにより、当該証明書等の交付を請求するものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</u></p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>(証明書等の請求及び交付)</p> <p>第5条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、端末による証明書等の交付を受けようとするものは、自己の有効な利用者証明用電子証明書が記録された<u>個人番号カード</u>を使用して、端末に自ら暗証番号等必要な事項を入力することにより、当該証明書等の交付を請求するものとする。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この告示は、令和5年5月11日から施行する。